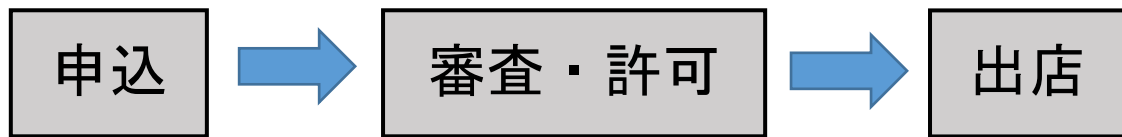


出店申込の手順【試行運用】



① 申込

施設所管課に以下の書類を提出

※事前に出店場所について施設所管課と協議のうえ申請してください。

〔共通〕

- ア 財産使用許可申請書（出店位置図を含む。）
- イ 出店申込日・販売品記入用紙
- ウ 誓約書

出店希望日の15日前までに申請
又は出店希望月の前月
1日から15日までに申請

〔飲食物販売の場合〕

- エ 阿賀野市内での販売に必要となる営業許可書又は営業届出書の写し
- オ 食品衛生責任者資格を証する書類の写し
- カ 生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
- キ キッチンカー等の場合は、車検証の写し及び販売時の車両写真

※必要書類のウ～キについては更新等がない場合、同一年度内であれば2回目以降の提出は不要ですが、申請時に本人確認できるもの（運転免許証等）を提示してください。

② 審査・許可

- ・ 提出書類を基に審査
- ・ 審査後、申請者に許可書の交付（納付書の発行）
※原則、前日までに納付すること。

③ 出店

- ・ 当日の出店準備前、出店する施設に申請者（飲食物の場合は食品衛生責任者資格を有する方）の運転免許証等を提示
- ・ 申請時に提出された書類と照合し、本人であることを確認
※市が交付する「許可書」を当日持参してください。
- ・ 終了後に片付けを行い、当該施設に終了報告及び売上報告書を提出